

1-3 健全な企業経営に向けて

社会的ルールを遵守した経営や企業の社会的責任を果たすこと（CSR）は、建設コンサルタントの持続的発展の基盤を形成することといえる。また、大規模災害等により一時的に業務が中断したとしても、可能な限り短期間で業務を再開することが顧客満足のためから不可欠である。したがって、各企業が取り組む事業継続も重要な経営課題の一つになっている。

1-3-1 社会的ルールの遵守

建設コンサルタントは、倫理観を保持した活動を実践しコンプライアンスを遵守している。また、協会では倫理綱領を制・改定し会員企業へのコンプライアンスの浸透と周知を図っている。

建設コンサルタントは、「自律した建設コンサルタント」として、安全・安心、かつ活力ある国土を形成する建設生産・管理システムの上流工程を担う専門家集団としての責務を自覚し、更なる社会への貢献を果たすため、協会の倫理的行動規範である「倫理綱領」に基づき、必要十分に倫理観を保持した活動を実践しコンプライアンスを遵守している。

また、協会では、倫理・表彰委員会、職業倫理・コンプライアンス委員会等を設置するとともに、倫理綱領を補完して会員企業各社が定める独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進指導や、『職業倫理啓発の手引き』等を基とした啓発活動等を実施し、会員企業へのコンプライアンスの浸透と周知を図っている。

（1）倫理綱領の改定

協会の倫理的行動規範である「倫理綱領」は、平成3年に制定され、令和元年には建設コンサルタントや日本企業を取り巻く経営環境の大きな変化を踏まえ、現在二度目の改定が行われている（表1-3-1）。

表 1-3-1 協会の倫理綱領

1. 法令、社会規範及び契約の遵守
2. 品位の保持
3. 信用と信頼の保持
4. 技術の向上と品質の保持
5. 持続可能な社会の構築

（2）独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進指導

協会は表1-3-2に示すとおり、会員企業に対して独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの導入促進を指導している。これらは、改正独占禁止法や周辺法令を遵守の対象として、独占禁止法遵守マニュアル等と整合させており、『独占禁止法等コンプライアンス・プログラム事例集』の開示によっても導入促進を指導している。

表 1-3-2 協会の独占禁止法等コンプライアンス・プログラムの構成

<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営者の独占禁止法等遵守の宣言 2. 役職員のための独占禁止法等遵守マニュアルの作成 3. 倫理行動規範の作成 4. 社内責任体制の確立 5. 役職員への独占禁止法等に関する研修、教育の実施 6. 独占禁止法等の遵守状況の社内監督体制の確立 7. 独占禁止法等に関する社内相談体制の整備 8. 独占禁止法等に違反した場合の社内規定に基づく懲戒処分等の実施

(3) 『職業倫理啓発の手引き』等を基とした啓発活動の実施

協会は、倫理綱領を補完する位置付けで、『建設コンサルタント技術者の倫理』、『RCCM 倫理規定』、『職業倫理啓発の手引き』等を定め、職業倫理・コンプライアンスなどに関する啓発活動を実施している。令和元年以降、倫理綱領の改定を踏まえ、これらの規定・手引き類については順次改定等が行われる予定とされている。

一例として、平成 20 年 10 月に策定した『職業倫理啓発の手引き』では、図 1-3-1 の枠組みで啓発活動を実施している。また、職業倫理行動規範は表 1-3-3 に示すとおりである。

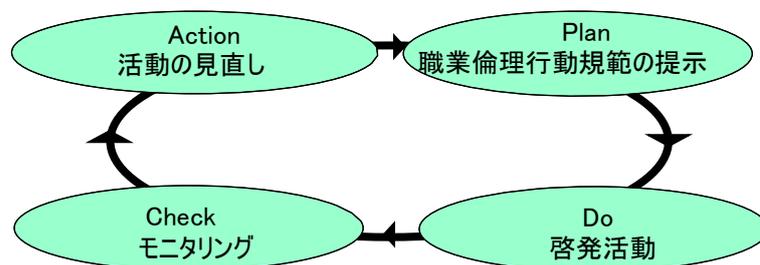


図 1-3-1 職業倫理啓発活動の枠組み

表 1-3-3 職業倫理行動規範

<ul style="list-style-type: none"> 一、「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。 一、経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらす、他者の経営をも苦しめることとなる。 一、職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。
--

1-3-2 CSR

(1) 建設コンサルタントの CSR

1) CSR への潮流

建設コンサルタントは、社会資本整備において技術サービスを提供するという事業活動であることから、企業の社会的責任は大きい。そのため、高い倫理性を堅持しながら社会貢献していかなければならない。

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、自らの事業活動を継続していく上で果たさなければならない責任と捉えることができる。また、企業を社会的責任の観点から格付けし、企業への投資を行う SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資) も活発化している。

最近では CSR の考え方にも変化があり、企業の果たすべき社会的責任のみならず、自社の競争力や企業価値、ブランド価値向上の手段と捉え、CSR を経営的戦略として位置付ける動きが進んでおり、企業の利潤追求的な経営から離脱した慈善活動的なものも含まれてきている。具体的な活動としては、環境への配慮、地域貢献を含む社会貢献に加えて、最近では、人権の尊重についても CSR の課題として取り組んでいる企業も見られる。CSR 活動の例として、地域共生では地域行事への参加や清掃ボランティア・職場見学など企業の拠点周辺における活動が多く、次世代(子ども)育成・支援といった活動は、出前授業・教育講座のような教育プログラムが行われている。

また、企業が果たすべき責任として企業倫理を守ることが挙げられるが、これまでにマンション建設のくい打ち工事のデータの改ざん、羽田空港他の地盤改良工事における施工データの改ざん、大手電機メーカーの不適切会計報告、大手自動車メーカーの無資格検査、大手鉄鋼及び化学メーカーのデータ改ざん、建築・不動産企業による施工不良といった不正行為が生じている。

さらに、リニア中央新幹線の建設工事における総合建設業(ゼネコン)の談合疑惑も問題視されており、社会的責任として企業倫理を守ること、法令を遵守することの再認識が必要である。

建設コンサルタントは、我が国の社会資本整備において建設に係わるあらゆる場面において技術の提供を通して高い倫理性を堅持しながら社会貢献を行っており、法令遵守、企業倫理、環境対策等、CSR の構成要素への取組みについて、ホームページ等で国民に情報公開している。

2) 建設コンサルタントに求められる要件

建設コンサルタントは、21 世紀の社会資本の整備と活用における多様化する役割と領域を担い、これまで以上に効率性、透明性、競争性、公正性を有する社会資本整備に貢献し、美しく豊かな国土を実現する使命を担っている。

建設コンサルタントは、上記の使命を達成するためには、ステークホルダーの視点に立った企業倫理、技術者倫理を堅持し、高い創造性、構想力、多様性、意欲、表現力等を持つ技術者を確保しなければならない。さらに、建設コンサルタントの行動・活躍が国民への広報を通して社会から認知され、評価されることが求められている。そのために、会員企業各社では、独自の経営方針、企業行動指針、品質方針、環境方針等を制定し、公表する企業が増えており、法令の遵守、倫理の堅持、社会貢献、技術力向上、環境問題など CSR の観点からの積極的な取組みが示されている。

さらに、ステークホルダーから企業に対する期待も変化してきており、企業価値の向上のために地域社会への貢献・支援や環境への配慮についても経営活動の一環として積極的に取り組むことが必要になってきている。

(2) 建設コンサルタントの取組み

建設コンサルタントの取組みにおいては、産業全体、企業及び技術者の倫理の堅持に加えて、社会貢献活動及びCSRの充実が重要である。また、建設コンサルタント全体を戦略的に広報する等により社会的認知度の向上を図り、建設コンサルタントの役割の重要性や実情を広く国民に知ってもらうことが必要である。

CSRの概念は企業経営そのものであり、企業の持続的発展の基盤を形成するようになってきている。社会資本の整備をリードしていく立場にある建設コンサルタントは、社会から信頼され尊敬される業界となるために、積極的にCSRを中心とした活動に取り組み、社会にアピールすることが必要である。

協会では、平成26年(2014年)には新たなビジョンとして「建設コンサルタントビジョン2014～自律した建設コンサルタントへの転換」を制定した。このビジョンは3つの基盤(①倫理基盤(CSR)、②品質基盤、③経営基盤)と、4本の改革の柱(①多様な事業ニーズ(コア分や・周辺分野)への取り組み、②技術競争市場の充実と技術開発、③技術者を活かす組織力の充実、④企業の特質を活かした自律した経営の実践)で構成されている。さらに、このビジョンを実現するため第二次の中期行動計画として「新中期行動計画2019～2022」を策定した。また、令和元年5月に倫理綱領を改定し建設コンサルタントの守るべき規範を示した。

具体的な活動としては、平成17年度に、CSR専門委員会を設置し、CSRに関する国内外の情報を収集し、CSRへの協会としての取組みの方針を検討してきた。その後、建設コンサルタントCSRガイドブックの取りまとめやCSR活動に関する講習会を開催し、CSRの普及に努めてきた。今後は、必要に応じCSRの最新の動向の把握、CSR活動を実施している企業の実例紹介、CSRガイドブックの見直しについて取り組んでいくこととする。

1-3-3 事業継続

(1) 事業継続への取組みの必要性

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みの推進は、安全・安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たす上でも重要なことであり、大規模な災害や事故等で被害を受けた場合においても、発注者からの委託業務を中断しないこと、また中断しても可能な限り短期間で業務を再開することが不可欠である。

近年の自然災害の激甚化・広域化や新型コロナウイルスの世界的蔓延など、長期間の業務停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとっては地震や豪雨災害などの大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、ウイルス感染など、リスクの多様化に伴い、事態が発生したのち、いかに速やかに業務を再開できるかが問われている。さらに、建設コンサルタントは、被災した社会資本の迅速な災害復旧に貢献するため、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

さらに、国土交通省の建設関連企業等の「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）の作成支援では、大規模災害時の緊急対応に当たって、行政機関と連携しながら災害対応を行う建設関連企業が災害応急対応業務や継続すべき重要業務を确实・円滑に実施するための体制を整えておくことが必要とされている。また、各地方整備局においても、建設関連企業を対象としてBCPなど災害時の事業継続力の認定を推進するとともに、認定企業に対しては総合評価落札方式での加点評価とするなどインセンティブを付与することで地域防災力を強化するものとしている。

（2）事業継続計画の策定

建設コンサルタントにおいては、大規模な自然災害等が発生した時に、業務を継続できるように事前事後対策をあらかじめ定めた「事業継続計画」（BCP）を策定し、常に災害等のリスクに対応できるように備えておくことが必要である。

協会では、近年の大規模な自然災害が発生した際に、災害対策本部を立ち上げ、災害復旧に貢献してきた。また、令和2年に入ってから顕在化した新型コロナウイルス感染症に対しても危機管理対策本部を設置し、感染拡大の予防措置を図るとともに、事業活動に制約がある中でも可能な限り社会資本整備に遅れが生じないように、web会議や在宅勤務などのリモートワークを駆使しながら、経済活動を維持している。

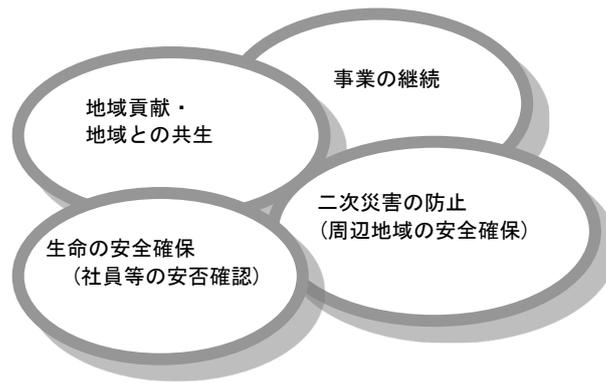
会員企業も独自で「事業継続計画」（BCP）を策定し、自然災害や感染症が発生した場合には、対策本部の設置などにより体制を整え、自企業の事業継続のみならず、協会や行政機関と連携を行い、災害復旧対応や社会資本整備の事業継続等に貢献することが求められている。

以下に、「事業継続計画」（BCP）のなかで、定めておくべき項目の例を示す。

- ① 想定するリスク（検討対象とする災害等の特定）
- ② 被害の想定
- ③ 事業継続のための対策（指揮命令系統の明確化／本社等重要拠点の機能の確保／対外的な情報発信及び情報共有／情報システムのバックアップ／サービスの供給関係）
- ④ 事業継続とともに求められるもの（生命の安全確保と安否の確認／事業所及び設備の災害の軽減／二次災害の防止／地域との共生・地域貢献）

ただし、実際の災害では想定外の事態も発生することから、計画を定期的に見直すことは、実効性を維持するために不可欠である。このためには、現実の災害における被災企業の事例を参考にし、定期的な模擬訓練等により継続的な改善が必要である。

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みについて、協会としては、引続き会員企業の事業継続への取組みを促進するための情報提供を進めていくとともに、図1-3-2に示すように事業継続とともに求められる項目も含め企業に推進していくこととしている。



出典：「内閣府 事業継続ガイドライン」より協会で作筆

図 1-3-2 事業継続とともに求められるもの